三豊市監査委員告示 第5号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 5 項の規定に基づき工事監査(随時)を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 28 年 7月 8日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝 城 明

平成 28 年度

工事監査 (随時) 結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 45 号 平成28年7月8日

- 三 豊 市 長 横山 忠始 様
- 三 豊 市 議 会 議 長 城 中 利 文 様
- 三豊市教育委員会教育長 小野 英樹 様

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

平成28年度工事監査(随時)結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により工事監査(随時)を執行したので、その結果に関する報告および意見を、同条第 9 項および第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

第1 監査対象工事及び期間

• 監査対象工事

<u> </u>					
No.	所管部課名	工事名	契約金額 (円)	請負業者	工期
1	総務部 危機管理課	三野町正本地区 40 m 級 防火水槽設置工事	8,965,080	(有)三豊総業 代表取締役 田井 学	H27.11.26 ~ 28.3.4
2	総務部管財課	三豊市公用車駐車場舗装修繕工事	1,296,000	(株) 菅組 代表取締役社長 菅 徹夫	H27. 11. 10 ~ 27. 11. 30
3	総務部 施設管理課	平成27年度 弥谷山ふ れあいの森公園コスモ ランド遊具修繕工事	1,394,928	(株)矢野製作所 代表取締役 矢野 幸恵	H28. 1. 5 ~ 28. 3. 31
4	II	平成 27 年度 環の湯 照明器具LED化工事	3,018,600	(株)四電工観音寺 営業所 所長 水野 智文	H27. 8. 10 ~ 27. 9. 30
5	健康福祉部 健 康 課	三豊市立西香川病院 正門西側整備工事	5,533,920	(有)東豊開発 代表取締役 成行 典浩	H27. 9. 28 ~ 27. 12. 10
6	教育委員会 事務局 教育総務課	平成 27 年度三豊市立財田 地区新設統合小学校(仮称) 体育倉庫その他工事	24,400,440	(有)内田建設 代表取締役 内田 俊一	H27. 7. 9 ~ 27. 10. 20
7	11	三豊市立仁尾小学校屋外運動場整地修繕工事	1, 476, 360	(有)真鍋建設 代表取締役 真鍋 壽	H27. 11. 12 ~ 28. 1. 7
8	II	三豊市立曽保小学校 北側道路改修工事	15, 971, 040	(株)曽根土木建設 代表取締役 曽根 康之	H27. 10. 22 ~ 28. 3. 15
9	教育委員会 事務局 学校給食課	三野町学校給食センター 改修工事	2, 916, 000	(株) 菅組 代表取締役社長 菅 徹夫	H28. 3. 1 ~ 28. 3. 31

[※] No.の○記しは、現地検査実施を表す。

・監査期間 平成28年6月14日から平成28年6月22日まで

第2 監査の方法

平成 27 年度施工工事中、建設経済部・水道局を除く関係所管課施工の工事を監査対象とし、抽出検査を実施した。

本年度は契約金額が100万円以上のものから全9件を抜粋し、これらの工事の設計、 仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、 竣工検査が年度内に確実に終了しているか等を主眼とし、監査対象工事の所管課から、 それぞれ該当書類の提出を予め求めるとともに、設計書から入札、契約、完成図書等 の説明を聴取した。

また、現地検査においては、対象工事の中から抜粋し、竣工状況の確認等を行うために関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

第3 監査の結果

建設経済部及び水道局以外の部署が対象であったからか、工事請負の関係書類について、三豊市工事請負契約約款、三豊市建設工事執行規則に沿った書類整備に一部課題を残すものがあった。また、工事現場の施工状況についても設計図書に基づきおおむね良好に執行されていたが、その一部について三豊市建設工事監督規程に沿った管理が見受けられず、意見すべき事項が認められた。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については、記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行に務めていただきたい。

【意見】

・工事監督員の通知について (共通)

三豊市工事請負契約約款第9条第1項に基づく工事監督員の通知を実施すること。

書類の確認について (共通)

受注者から提出された書類について、工事名の脱字、工程表と工事日報に整合性がない等が見受けられた。市の発注工事である以上、一連の工事発注から竣工までの書類については、所属部署において十分に確認いただきたい。

また、入札の執行及び契約に関する事務を掌握する管財課において、工事執行に 当たり必要な関係書類(請負者からの提出書類を含む)一覧を作成・周知するなど して、市役所内全部署の指導をお願いする。

・記録について(共通)

一連の工事発注から竣工までの記録については、「三豊市建設工事監督規程」第6条(記録)に明記されており、後々の重要性の観点から遵守されたい。

また、工事発注課以外の職員で監督職員の依頼を受けた者も、前述の工事監督規程を遵守し工事実施にあたられたい。

・下請負人通知について (危機管理課・健康課)

三豊市工事請負契約約款第7条に基づく下請負人の通知が、契約当初の未定分の みの提出であり、下請負人が決定する変更分の提出がなされていない。今後は、約 款に基づく適切な事務処理をお願いする。

・随意契約について (管財課・施設管理課・教育総務課・学校給食課)

監査対象工事9件の内5件が随意契約による施工となっている。公共団体が締結する契約は競争入札が原則であることから、競争性を確保できないやむを得ない理由、また、随意契約による有利性が十分にわかるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項、三豊市建設工事執行規則第23条、及び随意契約ガイドライン(平成24年11月1日 総務部長通達)などに基づく適正な執行をお願いする。

・工事日報及び工事写真について (管財課・施設管理課)

竣工書類において、工事日報、及び工程毎の工事写真が未提出のものが見受けられた。

三豊市建設工事検査規程第7条第1項第2項に基づく十分な検査を実施するために、竣工書類の確認をお願いする。